

# 佐賀市「人権だより」 No.2

令和2年8月発行  
佐賀市人権・同和政策・男女参画課  
TEL 40-7367 Fax 34-4549  
E-mail jinken@city.saga.lg.jp

佐賀市では、全ての人が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現をめざしています。この人権だよりを通して人権問題に関心を持ち、理解を深めていただければ幸いです。ぜひご覧下さい。

## ～・～・～8月は「佐賀県同和问题啓発強調月間」です～・～・～

佐賀県では、県民の同和问题についての理解と認識を深め早期解決を図る目的で1991（平成3）年に8月を「同和问题啓発強調月間」としています。

同和问题の解決をめざし、私たちにできることを考えていきましょう。



### 同和问题とは

同和地区・被差別部落と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、日常生活の上で様々な差別を受けているという**重大な人権問題**です。こうした差別をなくすために、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました（裏面に全文記載あり）。

### 現在も起きている差別

#### ●就職で



「あなたのお父さんはどこの人？」  
生まれや育ちによって不利な扱いを受ける問題があります。

**就職試験は本人の能力次第です**

#### ●結婚で



「結婚相手はどこの人？」  
生まれや育ちによって結婚を断られる問題があります。

**結婚は二人の問題です**

●そのほかにもインターネットを利用した差別書き込みや、差別落書きなどがいまだに起きています

### 同和问题の解決のためには

「そっとしておけば同和问题は自然になくなるのでは」といった言葉を聞くことがあります。そっとしておくことは偏見や誤った認識が正されず、差別が生み出されることになります。

まずは知ること・学ぶことから始めましょう。

### ネット上に人権教育・啓発用の動画が公開されています

同和问题をはじめ、子どもの人権、インターネットと人権など様々な人権問題について学ぶことができます。ぜひご利用ください。

#### 法務省 人権啓発ビデオライブラリー

法務省 人権啓発ライブラリー 検索

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>



※明るい家庭・地域・職場づくりのために市内グループ・団体・企業・事務所に講師の派遣を行っています。  
ぜひ佐賀市人権・同和政策・男女参画課（40-7367）までご相談ください。

# 部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年 12 月 16 日法律第 109 号)

## (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。  
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。  
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。  
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

## 新型コロナウイルス感染症に伴う人権への配慮について

新型コロナウイルスに感染した人や医療従事者及び、外国人の方々に対して、誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめ、風評被害は決してあってはなりません。様々な場面において「もし自分だったら」と考え、人権に配慮した言動に努めましょう。

### ひとりで悩まずご相談ください (下記相談は土日、祝日、年末年始を除きます)

- 人権・心配ごと相談(佐賀市) ☎0952-40-7085 (問い合わせ)  
・毎週火曜日 13時30分～16時30分  
・佐賀市役所本庁1階 市民相談コーナー(支所は月1回程度実施)
- みんなの人権110番(法務局) ☎0570-003-110 (8時30分～17時15分)
- 人権センターさが(佐賀県) ☎0952-25-7229 (9時～17時)